学校における新型コロナウイルス感染症対策について

龍ケ崎市教育委員会

市町村立学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（茨城県教育庁学校教育部義務教育課　R4.12.23）を受けて、本市では以下のような感染症対策に取り組んでいきます。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

１　新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について

学校生活全般において、以下のことに留意するとともに、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「３つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）」を避ける教育活動に取り組んでいきます。

(1)　マスクの着用については**下表を基本とし**、**個に応じた対応**をします。

区分	マスク着用が不要な場合	マスク着用を奨励する場合
屋外	季節を問わず、マスクの着用は**原則不要**	人との距離（目安２ｍ）が保てず、**会話する場合は着用を推奨**
屋内	人との距離（**目安２ｍ**）が保てて、**会話をほとんど行わない場合は不要**	**距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き**、**マスクの着用を推奨**

・マスクの着用について、児童生徒等の感染不安等の意見にも配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう取り組みます。

(2)　流水と石けんでの手洗いを励行します。

(3)　可能な限り常時、２方向の窓を開けて換気をします。

(4)　健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高められるような清潔な空間を保てるようにします。

(5)　スクリレを活用した健康観察を継続していきます。

(6)　感染者が出た場合の学校の対応は下表の通りです。

学級閉鎖の基準

・同一の学級において**複数の児童生徒等の感染が判明した場合**

・感染が確認された者が**１名であっても**、周囲に未診断の**風邪等の症状を有する者が複数いる場合**

・**１名の感染者**が判明し、**複数の濃厚接触者が存在する場合**

・その他、**設置者が必要と判断した場合**

※同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合でも、感染経路に関連がない場合や、学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は学級閉鎖を行う必要はない。

	登校可能時期	備考
有症状患者	・発症から**７日間経過**し、**かつ症状軽快後24 時間経過**した場合は**８日目から登校可能**	**10 日間が経過するまで**は、自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該児童生徒等に協力を求める。
無症状患者	・**検体採取日から７日間経過**した場合は**８日目に登校可能** ・**５日目の抗原検査で陰性**の場合は**、６日目から登校可能**	**７日間が経過するまで**は、自主的な感染予防行動の徹底について、保護者及び当該児童生徒等に協力を求める。
濃厚接触者	・感染者と**濃厚接触があった日の翌日から５日間出席停止** ・**２日目及び３日目の抗原検査で陰性**の場合は、**３日目から登校可能**	**７日間が経過するまで**は、感染対策について、保護者及び当該児童生徒等に協力を求める。

(7)　出席停止（欠席にはならない場合）になる場合について

・登校前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合
・同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られるため登校を控える場合
・保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合

２　登下校について

・　校門や玄関口等での密集が起こらないよう指導します。
・　季節を問わず、徒歩や自転車での通学では**マスクは原則不要**です。
・　スクールバスを利用し、身体的距離がとれない場合はマスクを着用させ、手洗いや咳エチケット等を徹底するよう指導します。

３　学校での活動について

・　３密を避けた学習活動を工夫します。
・　感染症対策を行った上で、学習指導要領に示された学習活動を、可能な限り実施します。
・　児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、必要なルールを設定するなど指導を工夫します。
・　共用する用具の使用前後に手洗いを行うよう呼びかけます。

４　給食について

・　**配膳等は**、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、**食品衛生上の危害の発生を防止**するものであるため、**必ずマスクを着用します。**
・　給食当番はもとより、児童生徒等全員が**給食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底します**。
・　給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し、配膳前に再度健康観察を行い、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。
・　座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、**大声での会話を控えて会食します。**

５　部活動について

・　可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を実施します。
・　児童生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。

６　学校行事の実施について

・　基本的な感染対策を徹底し、可能な限り実施します。
・　実施に当たっては、実施内容や方法（半日での開催など）、時期について検討します。また、校外学習については交通手段、方面などについて検討します。

10　臨時休業の判断について

・　可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障します。

11　やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するＩＣＴの活用等による学習指導について

・　授業のライブ配信を実施します。希望がある場合には学校へお電話をお願いします。